

臨時福祉給付金(簡素な給付措置)

子育て世帯臨時特例給付金

子育て支援減税手当

1100円

4月から消費税率が8%へ引き上げられましたが、低所得者および子育て世帯への負担の影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」および「子育て支援減税手当」を支給します。

●臨時福祉給付金(簡素な給付措置)

●子育て世帯臨時特例給付金

●子育て支援減税手当

※老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者や児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の受給者のいずれかに該当する方は、5千円加算されます。

●子育て世帯臨時特例給付金

支給対象 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童

※臨時福祉給付金の対象者および生活保護の被保護者等を除く。

※平成26年1月2日以降に生まれた児童や死亡した児童は対象外です。

支給額 対象児童一人につき1万円

●子育て支援減税手当

愛知県では「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」に加え、消費税の引き上げが子育て世帯の負担を重くし、次代を担う児童の健全育成に影響を及ぼすことのないよう、「子育て支援減税手当」を支給します。

支給対象 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童

支給額 対象児童一人につき1万円

申請・支給手続き 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金および子育て支援減税手当の申請・支給手続きについては現在準備中です。詳細が決まり次第、広報および町ホームページでお知らせします。

●臨時福祉給付金等の詐欺にご注意ください

- 町や県および厚生労働省がATM(銀行、コンビニ等の現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対ありません。
- ATMを操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対ありません。
- 町や県および厚生労働省が臨時福祉給付金等の給付のために、手数料等の振り込みを求めることは絶対ありません。
- 現時点で、町や県および厚生労働省が住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号等の個人情報照会することは絶対ありません。

問合せ先

- 臨時福祉給付金に関すること 役場 民生課

内線165・168

- 子育て世帯臨時特例給付金および子育て支援減税手当に関すること 役場 子育て支援課

内線166・167

●臨時福祉給付金

支給対象 基準日(平成26年1月1日)に本町の住民基本台帳に記録されている方で、平成26年度町民税(均等割)が課税されない方

※ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

※臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を重複して支給することはできません。

支給額 支給対象者一人につき1万円